

# 第 12 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 5 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 45 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪	福田 栄	出○席 欠席
	②			⑫	門倉 浩一	出○席 欠席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	茂木 忠	出席 欠○席
	⑦	赤羽 修一	出席 欠○席	⑰	小河原 達矢	出○席 欠席
	⑧			⑱		
	⑨			⑲	山口 裕久	出○席 欠席
	⑩	高沢 宗春	出○席 欠席	⑳		
関係者				書記	局長	前島 伸行
					次長	広田 敦史
					主任	大淵 大輔

1 開会	事務局長	開会宣告（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。
		（会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、新井委員、太田委員のご両名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第1号」		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第3条第1項		事務局より説明をいたさせます。
の規定による許可申請	事務局次長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
書に対する審議について		議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、1件となっております。
て		進行番号1でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇が所有する荒木字〇〇〇〇番、地目：田、1, 000㎡ 外4筆、計4, 025㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、はじめに位置図の1ページをご覧ください。こちらは荒木地内の農地で、羽生市境に近い国道125号の北に位置する農振農用地でございます。次に2ページをご覧ください。こちらは小見地内の農地で、荒木小学校の西に位置する農振農用地でございます。
		以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
		以上、説明とさせていただきます。
	議長	事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
		（なし）
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
		（全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。
『議案第2号』		次に、『議案第2号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第5条第1項		

<p>の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第2号は10件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、行田市向町〇〇番〇〇号ー〇〇〇〇号 〇〇 〇さんが、母親である埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、315㎡について、使用貸借により住宅1棟、68.44㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、実家の隣接地に自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の西に位置する埼玉地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、持田〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、同居中の父親である 〇〇 〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、331㎡について、使用貸借により住宅1棟、66.32㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、実家で親と同居をしておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。忍川の南に位置する持田地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、長野〇丁目〇〇番〇〇号 〇棟〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、桜町〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する長野字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、286㎡ 外3筆、計349.70㎡について、売買により住宅1棟、65.12㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家で生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。行田県土整備事務所の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。</p>
------------------------------	--------------	---

次に進行番号4でございますが、和田〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、駒形〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する駒形〇丁目〇〇〇〇番〇、地目：田、481㎡について、売買により住宅1棟、71.25㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、妻の実家で家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたことや将来を見据えて自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。都市計画道路南大通線の南に位置する駒形2丁目地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、長野〇丁目〇〇番〇〇号ー〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する長野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、331㎡について、売買により住宅1棟、74.11㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭で不便を感じるようになってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。長野工業団地の南に位置する長野地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号6でございますが、東松山市〇〇〇〇番地〇〇ー〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、父親である中江袋〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する中江袋字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、154㎡について、使用貸借により住宅1棟、82.81㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、東松山市の借家で家族とともに生活しておりますが、子供が生まれたことにより、現在の借家では使い勝手の不便さや手狭感が強くなってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。県道北河原熊谷線から東に入った場所で、市街化区域に近接する中江袋地内の集落内農地でございます。

次のページをお願いいたします。

次に進行番号7でございますが、下忍〇〇〇番地 〇〇〇〇有限公司 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、下

忍〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する下忍字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、976㎡について、売買により資材置場及び駐車場の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、隣接地で建設建材業を営んでおりますが、事務所のある隣接地の既存施設は何かと混み入っており、危険な状態であることから、安全な人の出入りと作業ができるように敷地の拡張を検討したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道行田東松山線の西に位置する下忍地内の集落内農地でございます。

次の進行番号8から10は、東京都品川区〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇 (〇〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇さんが、売買により太陽光発電施設の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

進行番号8と9は、小見〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する土地で、進行番号8は、小見字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、416㎡ 外1筆、計997㎡、進行番号9は、小見字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、385㎡ 外1筆、計612㎡になります。

次の進行番号10は、小見〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 外1名がそれぞれ所有する小見字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、293㎡ 外1筆、計1,297㎡で合計3箇所の申請があったものでございます。

申請人は、東京都に本社を置き、主に千葉県や茨城県で太陽光発電事業を展開しておりますが、埼玉県内でも事業展開を考えていたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画ですが、進行番号8と10は、同じ太陽光パネルの枚数で計260枚設置し、年間発電量が11万5,599kwhとなっております。進行番号9は太陽光パネルを計152枚設置し、年間発電量が8万4,534kwhとなっております。また、それぞれ発電設備等を整備し、3箇所とも設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、3箇所とも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧下さい。一番下の斜線部分が進行番号8、真ん中が9、一番上は10となっております。全て星川の西に位置する小見地内の集落内農地でございます。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る5月20日、現地調査をしていただいておりますので、伊東委員にご報告をお願いいたします。

伊東委員

去る5月20日、私と寺田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局か

<p>『議案第3号』 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について</p>	議長	<p>ら申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第2号についての説明及び伊東委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	事務局次長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	議長	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明願について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>進行番号1及び2は同一の方を証明する案件となりますので、併せて説明いたします。持田〇〇〇〇番地の〇〇〇〇さん外1名から、生産緑地に指定されている持田字〇〇〇〇〇〇〇、地目：畑、1, 231㎡ 外1筆、計1624㎡について、営農者である〇〇〇〇さんの病気により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対し買取りの申出をしようとするものでございます。本証明は、生産緑地を解除する申請の際に必要な書類となっており、証明を受ける者が農業の主たる従事者であったかどうかを判断して証明するものでございます。農地基本台帳及び本人からの聞き取りを参考に農業経営の調査を行った結果、証明相当であると判断したためご提案するものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。国道17号熊谷パイパスの西側に位置する持田地内のご覧の市街化区域内農地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
	議長	<p>事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を</p>

<p>『議案第4号』 行田市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針（案）」について</p>	<p>議長</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>石井委員 事務局長 議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>願います。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第4号』行田市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針（案）」について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第4号「行田市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について」ご説明申し上げます。行田市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）をご覧ください。</p> <p>まず、この指針についてですが、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその方法」について、定めているものでございます。</p> <p>今回、委員の改選後の年度当初として本指針の見直しを行うものでございます。</p> <p>見直し部分については下線を引いた部分でございます。</p> <p>主な改正内容と致しましては、「元号の変更に伴う変更」「単年度目標の削除」「令和3年3月末時点の現状の記載」などございまして、目標の数値、及び、目標年度は引き継いでおります。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>目標設定の考え方の（2）のところ「耕作可能な条件が良い遊休農地については農地中間管理機構へ貸し付けの誘導を図る」とありますが、農地中間管理機構は機能しておらず、現状は借り手を見つけなければ受けてもらえません。貸し手はいても借り手を見つけるのが大変です。意見として言わせてもらいます。</p> <p>本来は農地中間管理機構がマッチングする条件のはずが、そうなっていません。</p> <p>皆様からこういう意見があるということを農地中間管理機構へ伝えます。</p> <p>他にございますか。</p> <p>（なし）</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第5号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。なお、この案件は、農業委員自</p>
<p>『議案第5号』</p>		

農用地利用集積計画  
について

議長  
事務局次長

らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、石井委員、藤間委員、中村委員、太田委員、赤羽推進委員、高澤推進委員、福田推進委員、茂木推進委員には、一時退席をお願いいたします。

(関係委員一時退席)

事務局より説明をいたさせます。

議案第5号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。

今回の利用権設定は6月15日を開始日とするもので、委員の皆様にご利用集積活動の一環として取りまとめをお願いしたものでございます。

件数が多いため、個々の案件につきましては、後で御確認いただき、本日お配りした「お詫びと訂正」の3枚目、「農用地利用集積計画集計表」によりご説明させていただきます。

まず、申し出のあった総件数は、ページの一番右下、489件、面積の合計は、154万270㎡となっております。

次に、設定期間ごとにご説明いたします。

はじめに、1. 期間設定が1年から4年の設定につきましては、賃貸借が、新規32件、田畑合計面積8万4,927㎡、再設定30件、田畑合計面積10万9,306㎡、計62件、面積は19万4,233㎡でございます。

使用貸借が、新規8件、田畑合計面積1万721㎡、再設定7件、田畑合計面積8,000㎡、計15件、面積は、1万8,721㎡でございます。

次に、2. 期間設定が5年から8年までの設定につきましては、賃貸借が、新規65件、田畑合計面積20万5,142㎡、再設定93件、田畑合計面積32万4,944㎡、計158件、面積は53万86㎡でございます。

使用貸借が、新規18件、田畑合計面積3万5,539㎡、再設定21件、田畑合計面積4万6,211㎡、計39件、面積は、8万1,750㎡でございます。

最後に、3. 期間設定が9年以上の設定につきましては、賃貸借が、新規92件、面積33万3,870㎡、再設定39件、田畑合計面積16万5,916㎡、計131件、49万9,786㎡でございます。

使用貸借が、新規74件、田畑合計面積18万3,131㎡、再設定10件、田畑合計面積3万2,56

<p>『議案第 6 号』 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について</p>	<p>議長  議長  議長  議長  議長  農政課主任</p>	<p>3㎡、計84件、面積は、21万5,694㎡でございます。</p> <p>全体内容としては、新規289件、田畑合計面積85万3,330㎡、再設定200件、田畑合計面積68万6,940㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。事務局から議案第5号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第5号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第5号は承認することといたします。退席された委員及び推進委員の入室を求めます。</p> <p>（関係委員入室）</p> <p>退席された委員及び推進委員に申し上げます。議案第5号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、『議案第6号』農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について、を議題といたします。執行部の入室を求めます。</p> <p>（農政課職員入室）</p> <p>執行部より説明をいたさせます。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」ご説明申し上げます。</p> <p>別紙資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」及び「新旧対照表」をお願いいたします。</p> <p>本市では、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」を定めております。</p> <p>基本構想には、主に①担い手の確保、②担い手の育成、③担い手への農地の利用集積、この3つに関する目標や方針、そして、この3つを実現するために実施する利用権設定等促進事業等の事業について、具体的な方針等が定められております。</p> <p>今回、埼玉県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更に伴い、埼玉県より県内各市町村が定める基本構想を変更するよう依頼されたことから、本市の基本構想を変更するものでございます。</p> <p>今回変更する箇所のはほとんどは、法改正への対応でございます。例えば、農地利用集積円滑化事業等の廃</p>
--	--	--

報告事項		<p>止された事業に関する項目の削除や、用語や事業名の変更、それから、条文の番号がずれたことへの対応等でございます。</p> <p>法改正への対応以外では、担い手育成及び農地の利用集積のための施策・事業や、効率的かつ安定的な農業経営の指標の営農類型等の見直し等を行っております。</p> <p>なお、埼玉県の基本方針では、新規就農者の確保の目標数と農用地の利用集積に関する目標値が引き上げられましたが、本市の目標につきましては、現時点での実績を考慮し、現行のまま据え置きとしております。</p> <p>以上で、議案第6号の説明を終わります。</p> <p>執行部から議案第6号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第6号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第6号は承認することといたします。執行部の退出を求めます。</p> <p>(農政課職員退出)</p>
	議長	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主任	<p>議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、5件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。10件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>

	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願ひいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和3年度全国農業委員会会長大会」の資料配布及び配信について</li> </ul>
7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第12回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:45)</p>

と  
認  
め  
た  
事  
項  
と  
そ  
の  
他  
特  
に  
重  
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員